

# 高齢者虐待防止に関する基本方針

デイサービスセンターゆたんぽ

## 1. 目的

利用者の尊厳を守り、身体的・心理的・経済的な虐待を未然に防止し、安心・安全なサービス提供を行うことを目的とする。

## 2. 虐待の定義

次のいずれかに該当する行為を「虐待」とする。

| 分類          | 内容の例                       |
|-------------|----------------------------|
| 身体的虐待       | 叩く・つねる・強く押さえつけるなど身体への暴力行為  |
| 心理的虐待       | 大声で叱責・無視・恫喝など精神的苦痛を与える行為   |
| 介護放棄（ネグレクト） | 必要な介護を故意に怠る（排泄・食事・入浴の放置など） |
| 性的虐待        | 性的な発言・接触・羞恥を与える行為          |
| 経済的虐待       | 金銭・財産を不正に使用する行為            |

## 3. 防止のための取組み

| 取組み内容 | 実施方法                            |
|-------|---------------------------------|
| 職員研修  | 年1回以上、虐待防止・権利擁護に関する研修を実施        |
| 職員体制  | 虐待防止責任者を配置し、相談・報告窓口を明確化         |
| 指導・相談 | 職員間の困難事例は責任者へ早期相談               |
| 利用者支援 | ケアカンファレンス等で支援方針を共有し、暴言・暴力の背景を把握 |

## 4. 虐待発生時の対応手順

| 段階     | 内容                         |
|--------|----------------------------|
| ① 発見   | 職員・利用者・家族等から虐待の疑いがある事案を発見  |
| ② 報告   | 即時に管理者・虐待防止責任者へ報告          |
| ③ 記録   | 事実関係を客観的に記録（日時・場所・関係者・状況）  |
| ④ 通報   | 重大な場合は速やかに市町村・警察・行政へ通報     |
| ⑤ 対応   | 利用者の安全確保、職員の配置見直し、家族説明     |
| ⑥ 再発防止 | カンファレンスで原因分析し、研修・マニュアルを見直す |

---

## 5. 責任体制

| 役職      | 氏名     | 役割               |
|---------|--------|------------------|
| 虐待防止責任者 | （村松大成） | 虐待防止全体の統括、報告対応   |
| 通報担当    | （池田美香） | 行政・家族・警察への通報連絡   |
| 教育担当    | （村松大成） | 職員研修の実施、相談窓口対応   |
| 相談担当    | （村松公人） | 利用者からの相談、責任者への報告 |

---

## 6. 年間実施計画

| 月  | 内容                    |
|----|-----------------------|
| 4月 | 虐待防止研修（事例共有・通報体制の確認）  |
| 随時 | 職員からの相談・ヒヤリハット報告を受け付け |

---

## 7. 職員への周知

- 朝礼・職員会議で方針を共有し、新任者には入職時に説明する。
  - 虐待防止研修時
- 

## 8. 記録と保管

- 虐待・疑いの報告や相談があった場合は、「虐待対応記録」に残し5年間保管する。
-